

園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業実施要領

制定	平成 30(2018)年 4 月 2 日	生振第 1 号
改正	平成 30(2018)年 12 月 3 日	生振第 434 号
改正	平成 31(2019)年 4 月 1 日	生振第 1 号
改正	令和 2 (2020)年 4 月 1 日	生振第 2 号
改正	令和 3 (2021)年 3 月 25 日	生振第 726 号
改正	令和 3 (2021)年 4 月 27 日	生振第 73 号
改正	令和 4 (2022)年 4 月 1 日	生振第 24 号

第 1 趣旨

本県では、大消費地に近い立地条件や冬場の日照時間の長さなどの優位性を活かした園芸振興を図ってきた結果、着実に園芸の生産が伸びてきている。

今後、本県農業を魅力ある産業として発展させるためには、収益力の高い強みのある園芸生産をより一層振興していく必要がある、園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業（以下「本事業」という。）により、本県園芸作物の生産拡大を図るものとする。

第 2 推進方針

本事業を推進するに当たっての方針は、次のとおりとする。

- 1 若者に魅力ある園芸経営の育成を支援し、園芸生産技術や経営のイノベーションを促進する。
- 2 本県園芸の主力である「いちご」及び「トマト」の生産拡大を支援し、「いちご王国・栃木」の競争力の強化及びトマトの周年供給力の強化を図る。
- 3 収量増加を図る新技術や新品種の導入などを支援し、いちご、トマトに次ぐ主力品目を育成する。
- 4 地域の特色ある園芸作物の産地づくりや需要に対応した園芸産地を育成する。
なお、本事業は、競争力強化や生産拡大など、産地強化計画などの明確な目標を定める産地を支援する。

第 3 事業の内容等

本事業の事業種目、事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

第 4 事業実施手続き

1 事業実施計画の申請等

- (1) 事業を実施する事業実施主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部及び一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会を除く）は、様式 1 及び様式 2 により関係市町村長に申請し、その承認を受けるものとする。

ただし、事業実施地区が複数の市町村にまたがる等、やむを得ない場合にあつては、関係市町村長と協議の上、事業実施主体は事業実施計画を、市町村長を経由せずに関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けることができるものとする。

- (2) 市町村長は、(1)により申請された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、事業実施計画の達成が確実であると見込める場合には、様式1及び様式2により関係農業振興事務所に申請し、その承認を受けるものとする。
- (3) 全国農業協同組合連合会栃木県本部又は一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が事業実施主体となる場合は、様式1及び様式2により知事に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 農業振興事務所長は、1により提出された当該事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ事業計画の達成が確実であると認められる場合は、これを承認するものとする。
- (2) 知事は、1により提出された事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると認められる場合は、これを承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、第4の1に準じて行うものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業細目の新設又は廃止
- (4) 事業種目ごとに事業費の30パーセントを超える増減
- (5) 事業実施主体ごとに事業費の30パーセントを超える増減

第5 事業実施年度の事業実績の報告

- 1 事業を実施する事業実施主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部及び一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会を除く）は、様式1及び様式2により、第4の1の(1)で申請した市町村長、もしくは農業振興事務所長に事業実績を報告するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体から事業実績の報告があった場合には、様式1及び様式2により農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 全国農業協同組合連合会栃木県本部又は一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が事業実施主体となる場合は、様式1及び様式2により知事に報告するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 次の表に掲げる事業を実施する事業実施主体は、事業実施年度から事業実施の翌々年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を報告するものとする。

表1 実施状況報告が必要な事業

事業名	様式	報告先	報告期限
いちご王国基盤強化体制整備事業 いちご苗生産供給体制強化整備事業 いちごリレー苗展開促進事業のうち	様式3 及び 様式4	計画承認 申請先	4月末日

安定生産施設整備事業費			
施設園芸拡大プロジェクト整備事業			
施設園芸分業化推進事業			

- 2 市町村長は、事業実施主体から事業実施状況の報告があった場合には、事業実施状況を取りまとめの上、様式3及び様式4により5月末日までに農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 農業振興事務所長は、事業実施状況の報告を受けた場合には、様式3及び様式4の写しを速やかに農政部長に提出するものとする。
- 4 農業振興事務所長は、事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、事業の成果目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第7 推進体制

- 1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備するものとする。
- 2 県、市町村は、地域の実態や創意工夫を活かしつつ、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関の連携のもと、次の推進体制を整備するものとする。
 - (1) 県段階

県は、関係団体等との密接な連携のもと、事業の実施について推進指導に当たるものとする。
 - (2) 市町村段階

市町村は、関係団体等との密接な連携のもと、事業の実施について推進指導に当たるものとする。

第8 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定めるところにより助成するものとする。
- 3 ただし、別表のⅠの1の(1)、Ⅱの1の事業の助成の限度額は、各経営体につき4,000千円以内とするものとする。

第9 その他

- 1 栽培用ハウスの受益者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済等に参加するものとし、第4の1の事業実施計画の申請と併せ、参考様式1を添付するとともに、第5の1の事業実績の報告と併せ、園芸施設共済等への加入の証の写しを添付するものとする。

なお、事業実績の報告時にやむを得ず証の写しを提出できない事情がある場合は、栽培用ハウスの受益者は、理由書（任意様式）を添付するものとし、証の取得後、速やかに写しを提出するものとする。
- 2 別表のⅠの1の(1)の事業を実施する場合は、栃木県GAP推進方針【3期】（令和3（2021）年1月策定）に基づく「栃木いちごGAP」もしくは、GAP認証

(GLOBAL. G. A. P、JGAP、ASIAGAP) に取組むものとし、第4の1の事業実施計画の申請と併せ、G A P 認証等の証の写し又は、参考様式2を添付するものとする。また、第4の1の事業実施計画の申請と併せ、参考様式2を添付した場合には、第5の1の事業実績の報告と併せ、G A P 認証等の証の写し添付するものとする。

なお、事業実績の報告時にやむを得ず証の写しを提出できない事情がある場合は、栽培用ハウスの受益者は、理由書(任意様式)を添付するものとし、証の取得後、速やかに写しを提出するものとする。

- 3 別表のⅠの4の(1)の事業を実施する場合、県から事業実施主体に提供される個人情報「別記 個人情報取扱特記事項」に基づき取り扱うものとする。
- 4 この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成30(2018)年4月2日から施行する。
- 2 この要領は、平成31(2019)年3月31日をもってその効力を失う。
ただし、別表のⅡの1の(1)から(3)までの事業は、平成32(2020)年3月31日、Ⅲの2の事業は、平成33(2021)年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 とちぎの園芸活力創造総合推進事業実施要綱(平成27年4月1日付け生振第1号)及びとちぎの園芸活力創造総合推進事業実施要領(平成27年4月1日付け生振第2号)は廃止する。
- 4 前項の規定により廃止されたとちぎの園芸活力創造総合推進事業実施要領に基づく事業の実施状況の報告については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この改正は、平成30(2018)年12月3日から施行する。

附則(平成31(2019)年4月1日付け生振第1号)

- 1 この改正は、平成31(2019)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成32(2020)年3月31日をもってその効力を失う。
ただし、別表のⅠの事業は、平成33(2021)年3月31日、Ⅱの1の(4)及び4の(2)、5並びにⅢの2及び3の事業は、平成34(2022)年3月31日をもってその効力を失う。

附則(令和2(2020)年4月1日 生振第2号)

- 1 この改正は、令和2(2020)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3(2021)年3月31日をもってその効力を失う。
ただし、別表Ⅰの1の(2)及び(3)、3の(2)の事業は、令和4(2022)年3月31日をもってその効力を失う。

附則(令和3(2021)年3月25日 生振第726号)

- 1 この改正は、令和3(2021)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4(2022)年3月31日をもってその効力を失う。
ただし、別表Ⅰの1の(2)の事業は、令和6(2024)年3月31日をもってその効力を失う。

附則(令和3(2021)年4月27日 生振第73号)

- 1 この改正は、令和3(2021)年4月27日から施行する。

2 この要領は、令和4(2022)年3月31日をもってその効力を失う。

ただし、別表Iの1の(2)の事業は、令和6(2024)年3月31日をもってその効力を失う。

附則(令和4(2022)年4月1日 生振第24号)

1 この改正は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和5(2023)年3月31日をもってその効力を失う。

ただし、別表Iの1の(2)の事業は、令和6(2024)年3月31日をもってその効力を失う。